

人権 NPO 協働助成事業中間報告・交流会を開催

2018 年度人権 NPO 協働助成事業の中間報告・交流会を 10 月 1 日に HRC ビルにて開催しました。中間報告・交流会には、人権 NPO の 4 団体から 7 人の参加がありました。4 月から取り組んでいる事業の進捗状況やこれからの課題などについて報告いただき、お互いに質疑や意見交換しながら交流しました。この事業の推進委員である、佐々木妙月さん（情報の輪サービス）、田村太郎さん（ダイバーシティ研究所）にも出席いただき、それぞれの団体にアドバイスをいただき、後半に向けて取り組んでいこうと閉会しました。助成期間後にそれぞれの取り組みを発表していただく実践報告交流会を 2019 年 3 月 18 日に行います。詳細につきましては、後日ホームページに掲載しますので、ぜひご参加ください。



介護相談員養成研修を実施

介護相談員は特別養護老人ホーム等介護サービス提供の場を訪ね、サービスを利用する方々等のお話を伺い、相談に応じる等の活動を行なっています。利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、介護サービスがより良いものになるよう、サービスの質の向上をめざしています。大阪府内 32 市町に約 400 人の介護相談員が登録されていますが、新たに介護相談員として活動する方を対象に「介護相談員養成研修」を 8 月 22 日～10 月 17 日（6 日間）に開催しました。



大阪府人権総合講座（前期）を開催

＜大阪府委託＞

8 月 3 日～10 月 9 日（17 日間）に大阪府人権総合講座（前期）を開催しました。

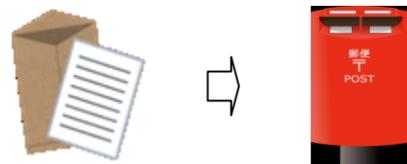
人権啓発や人権相談の現場で活躍する方に必要な知識、スキル等が学べる人材養成 4 コース（人権担当者入門、人権ファシリテーター養成、人権啓発企画担当者、人権相談員養成）と様々な人権課題を選択して学ぶことができる人権問題科目を設定しています。



様々な団体から下記のとおり多くの方に受講していただきました。

修了認定を経て、修了証書を発行する予定です
■受講申し込み状況（申込者数）実人数：209 人

人材養成コース	定員	受講申込者	受講決定者
人権担当者入門	40	32	32
人権ファシリテーター養成	25	20	20
人権啓発企画担当者養成	25	11	11
人権相談員養成	40	47	47
科目選択	60	172	172
合計（延べ）		282	282



賛助会員の募集と寄付のお願い

（一財）大阪府人権協会が行う、被差別・社会的マイノリティの人権を柱とする人権啓発、人権相談・支援、人材育成とネットワークづくりを支えていただける賛助会員の募集と寄付のお願いをしています。

賛助会員には、人権研修の相談、「人権協会ニュース」の送付、また、当協会の出版物・講座参加費の割引等もあります。何卒、ご支援いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

会費および寄付（金額はおいくらでも結構です）は、郵便振替口座にお振り込みください。

* 口座名：一般財団法人大阪府人権協会
（ザイ）オオサカフジンケンキョウカイ
* 口座記号番号：00930-8-272377

賛助会員	個人	1 口	3,000 円
	団体・法人	1 口	30,000 円
寄付金	個人	1 口	1,000 円
	団体・法人	1 口	10,000 円

賛助会員入会 ありがとうございます

2018 年 4 月から 10 月末まで

賛助会員：12 人 5 法人・1 団体の入会を頂きました。 寄付者：1 人と 1 団体から寄付を頂きました。



編集
・
発行



〒552-0001 大阪市港区波除 4-1-37 HRCビル 8 階
TEL 06-6581-8613 FAX 06-6581-8614
URL: http://www.jinken-osaka.jp
E-mail: info@jinken-osaka.jp

人権をめぐる動きに対応し、人権尊重の取り組みを進めましょう

世界の平和と人権をめぐる動き

世界では、南北首脳会談（4 月）、これに続く米朝首脳会談（6 月）により、核戦争を回避するための対話が進められています。一方、アメリカの人権理事会の離脱表明（6 月）や、欧州での移民排除の動きなど、人権による世界協調が揺れています。

差別解消のための法律を具体化する動き

日本では、「部落差別解消推進法」に基づく国の有識者会議の報告（1 月）を受けた、実態調査についての検討が進められています。また、兵庫県加東市や福岡県、大分県、熊本県の市町で条例が制定されました（9 月）。

ヘイトスピーチに対して、公的施設の使用を規制する川崎市のガイドラインや（3 月）、京都府の要綱が定められたりしています（4 月）。しかし、川崎市では施設使用に対する対応が揺れ、在日コリアンへの差別落書きも相次いでいます（6 月）。YouTube ではヘイトに関するチャンネルが相次いで削除される動きもあります（5 月）。

障がい者問題では、兵庫県三田市で精神障がいの長男を自宅に監禁していた事件が明らかになりました（4 月）。また、政府の省庁が、障害者法定雇用率達成のために障害者手帳を保持していない職員等を水増ししていました（8 月）。さらに、旧優生保護法による強制不妊手術について国の責任を問う提訴が、宮城、東京、北海道に続き、兵庫県でも行われています（9 月）。

女性や LGBT（性的マイノリティ）をめぐる動き

女性問題では、「政治分野男女共同参画推進法」が成立し（5 月）、他国に比べて非常に低い女性の社会進出を改善しようとしています。一方で、セクハラによって財務省事務次官（4 月）や、東京都狛江市長（5 月）、群馬県みなかみ町長（9 月）が辞職しました。また、東京医大が入試で女性を一律に減点するという女性差別が明らかになり、他の大学でも調査が進められています。

<<目次>>

1 面 主張
2 面 事業案内
人権総合講座後期/夜間相談案内/心のバリアフリー推進事業
知ってますか?ヘルプマーク

同性カップルを念頭に「生産性がない」と主張した杉田議員の寄稿を掲載した『新潮 45』への批判が高まり（7 月）、議員の反省もないまま議員を擁護する論文を掲載したことでさらに批判を浴びて、『新潮 45』は休刊になりました（9 月）、このことで LGBT に対する厳しい偏見が明らかになりました。

一方、同性パートナーの認証制度が大阪市で始まり（7 月）、性同一性障害の性別適応手術が保険適応になりました（4 月）。東京都では、LGBT への差別の禁止とヘイトスピーチの規制を定めた条例が制定されました（10 月）。

私たちに求められる取り組み

これらの人権に関する動きを踏まえて、どのように人権の取り組みを進めればよいのでしょうか。

1) 差別解消に関する法律の具体化
差別解消に関する法律の広報や研修は進められつつあります。これを踏まえて、法律に定められた相談体制の充実を進めることが必要です。いくつかの市で LGBT に関する相談が始められているように、部落差別を含めて、専門的な相談を充実させること、そのため相談体制の充実が求められます。また、教育及び啓発を充実させる方策を検討することが必要です。これらのために、差別の実態把握にどう取り組むかの検討も必要です。

2) 人権のための制度の順守から充実や改正へ
女性の社会進出の壁になるセクシュアルハラスメントや性差別につながる状況がないかを見直し、制度の順守や充実を進めることが必要です。また、相次いで改正されていく LGBT に関する制度について、行政や企業、団体などでそれに対応した取り組みが求められます。

3) 人権の基本方針や計画の見直し
以上のような状況に対応するため、行政や企業、団体などにおける人権に関する基本方針や推進計画などを見直ししていくことが必要です。人権侵害の状況や法制定を踏まえて、方針や計画を見直し、実践につなげていくことが求められています。

3・4 面 事業報告

20 市町村連絡会/人権啓発担当者啓発実践・交流会/おおさか人権協会連絡協議会/えせ同和行為等根絶連絡会/相談事例研究会/NPO 協働助成中間報告・交流会/介護相談員養成講座/人権総合講座前期/賛助会員募集・寄付のお願い

大阪府人権総合講座（後期）を実施します ＜大阪府委託＞

大阪府内に在住在勤の方で、大阪府、市町村、NPO 団体等、企業、地域等において人権教育・啓発や人権相談に携わる人を対象に、人材養成のための4つのコースと様々な人権課題を選択して学ぶことができる人権問題科目を実施します。

【後期実施コース】

- ・人権ファシリテータースキルアップコース（6科目）
- ・人権コーディネータースキルアップコース（4科目）
- ・人権相談員スキルアップコース（12科目）
- ・人権相談員専門コース（12科目）

【人権問題科目】

- ・16科目

後期はスキルアップができる内容で、12月13日から2月中旬にかけて実施する予定です。日時や講師等の詳細については当協会ホームページ等でお知らせします。皆様のご参加をお待ちしています。

夜間相談をご利用ください

＜大阪府人権相談窓口の夜間相談＞

大阪府人権協会は、仕事などで昼間に相談することが困難である府民の皆さまが安心して相談できるよう、「夜間相談」を実施しております。仕事の後や昼間に相談しにくい府民の皆さまが安心して受けられますので、ぜひご利用ください。

- ①相談日…火曜日(12月29日～1月3日及び祝日を除く) 午後5時30分～午後8時00分まで
- ②相談場所…大阪府人権協会 相談室 (住所 大阪市港区波除4-1-37HRCビル8階)
- ③相談方法…電話相談、面接相談
専用電話番号 06-6581-8634
電子メール so-dan@jinken-osaka.jp
FAX 06-6581-8614
- ④料金 無料

＜夜間相談以外の大阪府人権相談窓口＞

- ①平日相談 月曜日～金曜日 午前9時30分～5時30分 (12月29日～1月3日及び祝日を除く)
休日相談…第4日曜日 午前9時30分～5時30分
※これらの時間帯が難しい場合は、ご都合の良い日時をお聞きし、相談をお受けします。
- ②実施方法…電話・面談・その他(手紙やFAX、メール等)
- ③料金 無料

障がい者差別解消のための職場研修を進める 「心のバリアフリー推進事業」を実施しています。 ＜大阪府委託＞

2016年4月に障害者差別解消法が施行されました。

法律では、「不当な差別的取扱い」の禁止や、障がいのある人が社会の中で生活していく上での障壁をなくすための「合理的配慮」の提供、そのための環境を整えることが求められています。この法律は、事業者もその規模の大小に関わらず守らなければなりません。

お客様への接遇向上等の取り組みを進めていくためにも、研修が重要となってきますが、研修の内容や進め方、研修受講体制など実施に向けたハードルがあるのが現状です。

大阪府人権協会では、大阪府が作成した研修教材(テキストやDVD等)の周知・普及を進めるとともに、教材を活用した研修実施の支援を行っています。また、ヘルプマークの周知等も行っています。

ぜひ、障がい理解や差別解消の取り組みを進め、サービスなどに活かせるよう本事業をご活用ください。

知っていますか? 「ヘルプマーク」



義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで援助を得やすくなるよう、作成されたマークです。

このマークを持っている方を見かけたら、電車内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等を行い、誰もが暮らしやすい社会をめざしましょう。



大阪府人権協会・20市町村連絡会 全体会議・全体研修会を開催

5月30日に全体会議をHRCビルにて開催し、36人の参加がありました。2018年度の役員体制、全体会議研修会について協議を行いました。その後、文公輝さん(NPO法人多民族共生人権教育センター)から「ヘイトスピーチ解消法施行と今後の課題」と題し、ご講演いただきました。



続いて8月24日には全体会議研修会をHRCビルで開催し、18人の参加がありました。講演では桂木祥子さん(NPO法人QWRC)から「行政におけるLGBT支援について」と題し、ご講演いただきました。講演後は、各市町村におけるLGBT支援の取り組み状況及び課題について、参加者間で意見交換を行いました。



人権啓発担当者の啓発実践・交流会を開催 ＜大阪府委託＞

人権啓発を担当する府内市町村行政職員29人に参加いただき、7月5日に大阪府新別館北館にて開催しました。人権啓発事業に関わって幅広い情報交換や交流を行い、今後の取り組みのヒントを得ていただく機会として実施しました。内容は、相談や啓発といった本委託事業の活用説明と、府内行政向けに実施した「人権啓発に関するアンケート」の集計結果を報告した後、グループワークを行いました。グループワークでは、ワールドカフェでの全体とテーマ別(「部落差別解消推進法とヘイトスピーチ」「LGBT」「意識調査、条例、方針、計画、庁内連携会議など」「全体的な情報交換や交流」)で交流を行いました。また、会場内では、人権問題に関わって市町村で広報・周知された物品の展示も行いました。

参加者から「他市町村と交流や情報交換でき、参考になる点が多かった。」「府下のすべての市町村が集まる機会は少ないので、とてもよい機会だった。」との感想をいただきました。

おおさか人権協会連絡協議会代表者会議を開催

大阪府内の人権協会・人権地域協議会で構成するおおさか人権協会連絡協議会の第1回代表者会議を7月18日HRCビルにて開催し、32人の出席がありました。学習会では『「部落差別解消推進法」の具体化に向けた取り組みについて』と題し、友永健三さん((一社)部落解放・人権研究所 名誉理事、(公財)住吉隣保事業推進協会理事長)からご講演いただきました。

学習を深めた後、「部落差別解消推進法」施行を受けた市町村での取り組み状況や人権協会等として法律を具体化するための課題について意見交換を行いました。



えせ同和行為等根絶大阪連絡会議の総会を開催

えせ同和行為等根絶大阪連絡会議の第12回総会・研修会が7月24日、HRCビルにて開催され、130人を超える参加がありました。

主催者を代表して、西村朋也会長(元大阪府警本部総務部長)から「昨年度のえせ同和行為等では、現場あるいは個人をターゲットに金銭や書籍の購入を要求してきている。皆様からの情報提供が大変重要であることや、今一度研修で社員に同和問題を正しく理解してほしい」とあいさつがありました。柴原浩嗣事務局次長から活動報告、村井康利事務局長から活動方針を提案し、役員体制とともに承認されました。

昨年のえせ同和行為等の報告は15件であり、いまだ根絶には至っておりません。特長として短期間に同一と思われる人物からの行為が多いことや、拒否の意思を示せばそれ以上要求行為がないことが見受けられることが報告されました。特別報告では、小竹斎さん(大阪府暴力追放センター専務理事)から「暴力団等反社会的勢力の現状と課題」についてご報告いただきました。

研修では松村元樹さん(反差別・人権研究所みえ常務理事兼事務局長)から「インターネットにおける人権侵害・差別について」ご講演いただきました。

「相談事例研究会」を開催 ＜大阪府委託＞

人権相談に携わる方々の相談スキルの向上と、相互の交流や連携の強化を図るため、ブロック別に9月4日、10日、12日、26日の4回にわたって、2018年度相談事例研究会を開催しました。今年度の参加者は計86名でした。

各回とも、最初に潮谷光人さん(東大阪大学)より「ストレングス視点を生かした相談支援」について講義があり、これを踏まえて、具体的な相談事例の報告と、事例の検討や課題の共有に向けたグループワークを行いました。また、各回のグループワークの進行は人権擁護士の皆さんにサポートしていただきました。

取り上げた事例は生活困窮や認知症、障がい、DV、薬物依存等、課題が多岐にわたっており、簡単には解決できないものばかりでしたが、参加者が多様な視点や情報を出し合うことで、クライアントのプラスの側面に焦点を当てるストレングスの視点を生かした相談と支援のあり方について理解を深めることができました。